

平成29年4月1日
独立行政法人日本スポーツ振興センター
改訂 令和6年4月3日

資金運用機関の募集について

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「当センター」という。）は、別紙「資金運用の方法について」により資金運用を行っております。つきましては、下記により当該資金運用を行う引合いへの参加を希望する金融機関を募集します。

記

1. 引合い参加資格要件

引合い参加者は、東京都区内又はその近郊に営業拠点を有する者で、諸手続きに迅速に対応できるとともに、次の条件をすべて満たし、当センターの資金運用機関として引合いの参加者名簿に登録されていることが必要です。

- (1) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第47条第2号に規定する以下の金融機関であること。
 - ① 銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定するものをいう。）
- (2) 金融商品取引法に基づく信用格付登録業者の格付けのうち、長期格付けが最上位より2ランク下の水準（Aなど）以上の格付けを取得していること。
- (3) 自己資本比率が、国際統一基準を適用する金融機関にあつては8パーセントを、国内基準を適用する金融機関にあつては4パーセントを下回らないこと。

2. 引合い参加者名簿登録申請

- (1) 次の書類を当センターあてに提出してください。
 - ① 「資金運用引合い参加登録申込書」（様式第1号）
 - ② 1に掲げる参加資格要件を満たすことを明らかにする書類
※格付け等が変更となった場合は、その都度提出してください。
- (2) 受付期間

引合い参加登録は、随時受け付けます。

参加資格は、引合い参加登録が完了した日が属する事業年度の3月末日まで有効としますが、当センター及び金融機関のいずれからの申し出がない限り、以降、

本登録は1年毎の自動更新とします。

(3) 引合い参加登録の通知

提出された書類を審査した結果、当センターの資金運用機関として引合い参加が決定した者には、当センターから「資金運用引合い参加資格登録完了通知書」(様式第2号)により通知します。

3. その他

本登録が、今後当センターが行う全ての資金運用引合いへの参加を保証するものではありません。また、1年間引合いへの参加実績がない場合は、その翌年度について引合いの対象外とする場合があります。

4. 提出先 (問い合わせ先)

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町 4-1

独立行政法人日本スポーツ振興センター財務部資金管理主幹付資金係

電話 : 03-5410-9170

FAX : 03-5410-9135

以上